

## 公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険サービスを利用した際、1か月に支払った自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた際に、超えた金額を町から被保険者へ高額介護サービス費として支給しています。

この高額介護サービス費について、全国的にシステム設定に誤りがあり、本町においても確認したところ、難病に対する特定医療などを受けている方について、一部の自己負担額を合算していなかったことから、過少に支給していたことが判明しました。

### (1) 経緯

厚生労働省より、公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給など）対象者の高額介護サービス費の算定において、一部の保険者で誤りがあったため、算定事務が適切に行われているか確認するようとの通知があり、本町でも調査を行った結果、同様の誤りが生じていました。

※全国の3分の2程度の保険者（市町村）で同様の事例が判明しています。

### (2) 追加支給の対象者数及び金額

対象期間：令和2年1月～令和4年6月利用分

実人数：6人 延べ人数：74人 追支給金額：96,683円

### (3) 今後の対応

対象となる方へお詫びの文書と追加支給の案内を送付します。高額介護サービス費の算定に係るシステム改修を行い、公費負担分の自己負担額が高額介護サービス費の算定に含まれる仕様へ変更します。

なお、高額医療合算介護サービス費等への影響についても調査し、追加支給が必要な場合は、対象となる方に別途お知らせします。

### (4) 再発の防止

システム改修にあたり、算定方法の検証作業におけるチェックを強化するなど、今後の再発防止に努めます。